

総務財政委員会
令和4年9月15日・16日
総務部 資料2番
所管 人事課

大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例について

1 改正理由

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し、その報告対象としている再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるため、条例を改正する。

2 改正概要

再任用の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備

3 施行日

令和5年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>平成 17 年 3 月 18 日 条例第 3 号</p> <p>第 1 条及び第 2 条 （略） （報告事項）</p> <p>第 3 条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用の職を占める職員及び同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）から（11）まで （略）</p> <p>第 4 条から第 7 条まで （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>○大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>平成 17 年 3 月 18 日 条例第 3 号</p> <p>第 1 条及び第 2 条 （略） （報告事項）</p> <p>第 3 条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用の職を占める職員及び同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）から（11）まで （略）</p> <p>第 4 条から第 7 条まで （略）</p>